

# 資料編

- 
- 計画の策定体制…………… 226
  - 子供・子育て施策推進本部設置要綱…………… 227
  - 東京都子供・子育て会議条例…………… 234
  - 東京都子供・子育て会議委員名簿…………… 236
  - 東京都子供・子育て会議及び  
計画策定・推進部会の審議経過等…………… 238
  - 区市町村における教育・保育の量の  
見込みと確保方策…………… 239
  - 計画に係る用語集…………… 249

## 計画の策定体制

- 子供・子育て施策推進本部（平成25年度～）  
庁内横断組織として、副知事を筆頭とする「子供・子育て施策推進本部」を設置し、同本部のもとに「計画策定・評価部会」を置き、「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」の策定を進めました。
  
- 東京都子供・子育て会議（平成25年度～）  
幼稚園や保育所などの子育て支援事業者、子育て中の都民、学識経験者、区市町村の代表者、経済界の代表者など、25名の委員と4名の臨時委員で組織する「東京都子供・子育て会議」を条例に基づいて設置し、都が策定する計画や、施策の総合的かつ計画的な推進に関して検討を行い、ここで頂いた専門的な立場からの意見や指摘を「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」に反映させました。

## 子供・子育て施策推進本部設置要綱

平成25年10月15日  
25福保子計第356号  
福祉保健局長決定

### (目的)

第1 子供・子育て施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係各局の密接な連携により課題を検討し、政策の方向を示すとともに、都民や企業などに対して子供・子育て支援の気運を醸成することを目的として、子供・子育て施策推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (基本方針)

第2 検討及び取組に当たっては、次の事項を基本的な方針とする。

- (1) 企業や都民に積極的に発信すること。
- (2) 機動的かつ連続的な取組とすること。
- (3) 局の垣根を越え、横断的に取り組むこと。

### (検討事項)

第3 本部は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 東京都における子供・子育て支援の気運醸成に向けた取組に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第62条及び次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）第9条に基づく東京都子供・子育て支援総合計画の策定、推進、点検、及び評価に関すること（次世代法第9条第6項に基づく措置の実施状況の公表に関することを含む。）。
- (3) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第64号）第4条に基づく子供の貧困対策に関すること。
- (4) 東京都における児童虐待の防止に関すること。
- (5) その他、東京都の子供・子育て施策に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第4 本部は、本部長、副本部長及び委員により構成する。

- 2 本部長は、福祉保健局に関することを担任する副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、福祉保健局理事（少子高齢化対策担当）、生活文化局次長、教育庁次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を主宰する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員は、原則として部長級職員とし、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表1に掲げる者以外の者を委員として指名することができる。

### (本部の運営)

第5 本部は、本部長が招集する。

- 2 本部の運営は、福祉保健局、生活文化局、教育庁が連携して担当するものとする。

### (意見の聴取)

第6 本部長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

### (部会)

第7 本部に「計画策定・評価部会」、「子供の貧困対策推進連携部会」及び「児童虐待防止対策部会」を設置する。

- 2 「計画策定・評価部会」の組織は次のとおりとする。

- (1) 計画策定・評価部会委員は、原則として課長級職員とし、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表2に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。

- (2) 計画策定・評価部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。  
ア 部会長は、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の職にある者をもって充てる。  
イ 副部会長は、生活文化局私学部私学行政課長及び教育庁地域教育支援部義務教育課長の職にある者をもって充てる。
- 3 「子供の貧困対策推進連携部会」の組織は次のとおりとする。  
(1) 子供の貧困対策推進連携部会委員は、原則として課長級職員とし、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表3に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。  
(2) 子供の貧困対策推進連携部会に部会委員の中から部会長及び副部会長を置く。  
ア 部会長は、福祉保健局少子社会対策部子供・子育て計画担当課長の職にある者をもって充てる。  
イ 副部会長は、福祉保健局生活福祉部計画課長の職にある者をもって充てる。
- 4 「児童虐待防止対策部会」の組織は次のとおりとする。  
(1) 児童虐待防止対策部会委員は、原則として部長級職員とし、別表4に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、検討状況に応じて、別表4に掲げる者以外の者を部会委員として指名することができる。  
(2) 児童虐待防止対策部会委員に部会委員の中から部会長を置く。  
なお、部会長は、福祉保健局少子社会対策部長の職にある者をもって充てる。
- 5 部会は、部会長が招集する。  
6 部会長は、検討事項に応じ一部の部会委員のみを招集し、部会を開催することができる。  
7 部会長は、必要に応じて、外部の有識者等に対し出席を求め、又はその他の方法により、その意見を聞くことができる。

#### (幹事会)

- 第8 本部の円滑な運営を図るため、幹事会を設置することができる。  
2 幹事は、本部長が指名する、原則として課長級職員とする。  
3 幹事会に幹事の中から本部長が指名する幹事長を置くこととする。  
4 幹事会は幹事長が招集する。  
5 幹事長は、検討事項に応じ一部の幹事のみを招集し、幹事会を開催することができる。

#### (事務局)

- 第9 本部の事務局を福祉保健局少子社会対策部に置く。  
2 生活文化局私学部及び教育庁地域教育支援部は、事務局を補佐する。

#### (雑則)

- 第10 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則 (26福保子計第202号)  
この要綱は、平成26年6月5日から施行する。

附 則 (26福保子計第472号)  
この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (27福保子計第1060号)  
この要綱は、平成28年1月21日から施行する。

附 則 (27福保子計第1166号)  
この要綱は、平成28年2月22日から施行する。

附 則 (28福保子計第98号)  
この要綱は、平成28年4月13日から施行する。

附 則 (28福保子計第1232号)

この要綱は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（30福保子計第276号）

この要綱は、平成30年6月18日から施行する。

附 則（30福保子計第1224号）

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則（31福保子計第434号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表1 子供・子育て施策推進本部委員

	局名及び職名	
本部長	副知事（福祉保健局に関することを担任する者）	
副本部長	福祉保健局理事（少子高齢化対策担当）	
	生活文化局次長	
	教育庁次長	
委員	政策企画局	政策調整部長
	都民安全推進本部	若年支援担当部長
	総務局	首都大学調整担当部長 労務担当部長
	主税局	税制調査担当部長
	生活文化局	総務部長 男女平等参画担当部長 私学部長
	オリンピック・パラリンピック準備局	大会企画調整担当部長
	都市整備局	企画担当部長
	住宅政策本部	住宅政策担当部長
	福祉保健局	企画担当部長 医療政策部長 保健政策部長 生活福祉部長 少子社会対策部長 子供・子育て施策推進担当部長 障害者施策推進部長 健康安全部長
	病院経営本部	経営企画部長
	産業労働局	産業企画担当部長 雇用就業部長
	建設局	企画担当部長
	交通局	企画担当部長
	教育庁	教育政策担当部長 都立学校教育部長 地域教育支援部長 指導部長
	警視庁	交通部交通総務課長 生活安全部生活安全総務課長 生活安全部少年育成課長

別表2 計画策定・評価部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	政策調整部	政策調整担当課長
都民安全推進本部	総合推進部	企画調整担当課長
総務局	人事部	職員支援課長
主税局	税制部	税制調査課長
生活文化局	総務部	企画担当課長
	都民生活部	男女平等参画課長
	私学部	私学振興課長 企画担当課長 私学行政課長
オリンピック・パラリンピック準備局	総務部	企画担当課長
都市整備局	総務部	企画技術課長
住宅政策本部	住宅企画部	企画担当課長
福祉保健局	総務部	企画政策課長
	医療政策部	医療政策課長
	保健政策部	保健政策課長
	生活福祉部	計画課長
	少子社会対策部	計画課長 子供・子育て計画担当課長 育成支援課長 保育支援課長 認証・認可外保育施設担当課長 家庭支援課長 事業推進担当課長 事業調整担当課長
	障害者施策推進部	計画課長
	健康安全部	健康安全課長
病院経営本部	経営企画部	経営戦略担当課長
産業労働局	総務部	企画担当課長
	雇用就業部	労働環境課長
建設局	総務部	計画担当課長
交通局	総務部	企画調整課長
教育庁	総務部	教育政策課長 企画担当課長
	都立学校教育部	高等学校教育課長
	地域教育支援部	義務教育課長 生涯学習課長
	指導部	指導企画課長 義務教育指導課長
警視庁	交通部	管理官（交通総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（生活安全総務課課長代理）
	生活安全部	管理官（少年育成課課長代理）

別表3 子供の貧困対策推進連携部会委員

局名	部名	職名
政策企画局	政策調整部	政策調整担当課長
都民安全推進本部	総合推進部	企画調整担当課長
総務局	総務部	大学調整担当課長
生活文化局	私学部	私学振興課長
住宅政策本部	住宅企画部	企画担当課長
福祉保健局	総務部	企画政策課長
	生活福祉部	計画課長 地域福祉課長
	少子社会対策部	家庭支援課長 育成支援課長 保育支援課長 子供・子育て計画担当課長
産業労働局	雇用就業部	計画調整担当課長
教育庁	総務部	教育政策課長
	地域教育支援部	生涯学習課長
	指導部	企画推進担当課長
警視庁	生活安全部	少年育成課 課長代理（環境）



別表4 児童虐待防止対策部会委員

局名	職名
政策企画局	政策調整部長
都民安全推進本部	治安対策担当部長
総務局	人事部長
財務局	主計部長
生活文化局	総務部長
住宅政策本部	住宅政策担当部長
福祉保健局	企画担当部長
	少子社会対策部長
	子供・子育て施策推進担当部長
病院経営本部	経営戦略担当部長
産業労働局	産業企画担当部長
交通局	企画担当部長
水道局	企画調整担当部長
教育庁	教育政策担当部長
警視庁	生活安全部少年育成課長

○東京都子供・子育て会議条例

平成二五年六月一四日

条例第一〇六号

東京都子供・子育て会議条例を公布する。

東京都子供・子育て会議条例

(設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十七条第四項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二十五条の規定に基づき、知事の附属機関として東京都子供・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 会議は、子ども・子育て支援法第七十七条第四項各号並びに認定こども園法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議する。

(組織)

第三条 会議は、委員二十五人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第七条第一項の子ども・子育て支援に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第五条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

(会長及び副会長)

第六条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は二人とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第七条 会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第八条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理し、当該部会における審議の経過及び結果を会議に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 会議は、その議決により部会の議決をもって会議の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会に準用する。この場合において、同条中「会議」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(幹事)

第九条 会議に幹事十人以内を置き、うち一人を幹事長とする。

- 2 幹事長及び幹事は、知事が任命する。
- 3 幹事長及び幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(書記)

第十条 会議に書記を置く。

- 2 書記は、知事が任命する。
- 3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第一条及び第二条の規定（認定こども園法に係る部分に限る。）は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「認定こども園法改正法」という。）の施行の日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(認定こども園法に係る特例)

- 2 会議は、一部施行日前においても、認定こども園法改正法による改正後の認定こども園法（以下「新認定こども園法」という。）第二十五条の規定によりその権限に属させられる事項（新認定こども園法第十七条第三項の規定に係るものに限る。）について調査審議することができる。

### 第三期（平成29年12月～令和元年12月）東京都子供・子育て会議 委員名簿

（五十音順・敬称略）

区分	氏名	所属 (任期末日時点)	計画策定・ 推進部会	任期
委員	青木 克徳	葛飾区長		令和元年7月から
委員	安念 潤司	中央大学法科大学院教授	○	
委員	伊東 愛美	(都民公募)	○	
委員	内野 光裕	東京都私立幼稚園連合会副会長	○	
委員	桶田 ゆかり	東京都国立幼稚園・こども園長会会長	○	平成31年3月まで
委員	小野 さとみ	NPO法人町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ施設責任者	○	
会長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	※	
副会長	河邊 貴子	聖心女子大学現代教養学部教授	○	
委員	河村 文夫	奥多摩町長		
委員	城所 真人	東京都社会福祉協議会保育部会部会長	○	
委員	清原 慶子	三鷹市長		令和元年5月まで
委員	久保 知子	連合東京総務・企画局次長	○	平成31年1月まで
委員	桑原 淳子	東京都国立幼稚園・こども園長会 会長	○	平成31年4月から
委員	小山 貴好	学校法人常盤学園理事長(幼保連携型・羽根木こども園)	○	
委員	今野 徹	東京都民間保育園協会事務局長	○	
委員	市東 和子	東京都民生児童委員連合会副会長	○	令和元年11月まで
委員	篠原 孝子	聖徳大学大学院講師	○	
委員	杉崎 友則	東京商工会議所産業政策第二部副部長	○	
委員	須藤 義一	株式会社アンジェリカ代表取締役	○	令和元年6月まで
委員	田中 弘美	株式会社ウィズチャイルド 保育顧問	○	令和元年7月から
委員	成澤 廣修	文京区長		令和元年6月まで
委員	福元 與	社会福祉法人武蔵野会 児童発達支援センターすぎな愛育園施設長	○	
委員	星 美智子	電機連合・全富士通労連(連合東京構成団体) 富士通エフサス労働組合 中央執行委員長	○	平成31年1月から
委員	松原 俊雄	狛江市長		令和元年8月から
副会長	松原 康雄	明治学院大学学長	◎	
委員	矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 執行役員 政策研究事業本部副本部長 共生社会部長	○	
委員	山内 豊	(都民公募)	○	
委員	横田 綾子	株式会社コミュニティハウス代表取締役	○	
委員	吉岡 泰子	一般社団法人東京都小学校PTA協議会副会長	○	
委員	吉田 大樹	NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事 労働・子育てジャーナリスト	○	
専門委員	加藤 裕一	文京区子ども家庭部長	○	平成30年8月から 令和元年6月まで
専門委員	川上 一恵	東京都医師会理事	○	令和元年8月から
専門委員	菊池 良	奥多摩町福祉保健課長	○	平成31年4月から
専門委員	齊藤 真	三鷹市子ども政策部調整担当部長子ども育成課長事務取扱	○	
専門委員	椎名 裕治	文京区子ども家庭部長	○	平成30年3月まで
専門委員	横山 雄司	葛飾区子育て支援部長	○	令和元年7月から
専門委員	清水 信行	奥多摩町福祉保健課長	○	平成31年3月まで
専門委員	正木 忠明	東京都医師会理事	○	令和元年7月まで

◎部会長 ※オブザーバー

## 第四期（令和2年3月～令和4年3月）東京都子供・子育て会議 委員名簿

（五十音順・敬称略）

令和2年3月3日現在

区分	氏名	所属	計画策定・推進部会
委員	青木 克徳	葛飾区長	
委員	東 敦子	社会福祉法人のゆり会 児童発達支援センター のぞみ学園かめあり施設長	○
委員	安念 潤司	中央大学法科大学院教授	○
委員	内野 光裕	東京都私立幼稚園連合会副会長	○
委員	小野 さとみ	NPO法人町田市学童保育クラブの会 わんぱく学童保育クラブ施設責任者	○
会長	柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授	※
副会長	河邊 貴子	聖心女子大学現代教養学部教授	○
委員	河村 文夫	奥多摩町長	
委員	城所 真人	東京都社会福祉協議会保育部会部会長	○
委員	久芳 敬裕	株式会社こどもの森代表取締役	○
委員	糸原 淳子	東京都国立幼稚園・こども園長会会長	○
委員	小山 貴好	学校法人常盤学園理事長	○
委員	今野 徹	東京都民間保育園協会事務局長	○
委員	杉崎 友則	東京商工会議所 産業政策第二部副部長	○
委員	諏訪 玲子	都民公募	○
委員	成川 綾	都民公募	○
委員	貫名 通生	東京都民生児童委員連合会 副会長	○
委員	星 美智子	電機連合・全富士通労連(連合東京構成団体) 富士通エフサス労働組合 中央執行委員長	○
委員	細田 智津子	東京都家庭的保育者の会副会長	○
委員	松原 俊雄	狛江市長	
委員	矢島 洋子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 執行役員 政策研究事業本部副本部長 共生社会部長	○
委員	山下 文一	松陰大学コミュニケーション文化学部教授	○
副会長	山本 真実	東洋英和女学院大学人間科学部教授	◎
委員	吉岡 泰子	東京都小学校PTA協議会副会長	○
委員	吉田 大樹	NPO法人グリーンパパプロジェクト代表理事 労働・子育てジャーナリスト	○
専門委員	川上 一恵	東京都医師会理事	○
専門委員	横山 雄司	葛飾区子育て支援部長	○
専門委員	石森 準一	狛江市参与(兼)児童青少年部長	○
専門委員	菊池 良	奥多摩町福祉保健課長	○

◎部会長 ※オブザーバー

## 東京都子供・子育て会議及び計画策定・推進部会の審議経過等

	開催日	検討事項
●第11回 全体会議	平成30年2月5日	・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて
	平成30年 2月15日 ～2月28日	・「計画中間見直し版（案）」パブリックコメントの実施
●第12回 全体会議	平成30年3月22日	・東京都子供・子育て支援総合計画の中間見直しについて
●第13回 全体会議	平成30年9月10日	・東京都子供・子育て支援総合計画の進捗状況及び評価について
●第14回 全体会議	平成31年2月5日	・第二期東京都子供・子育て支援総合計画の検討について ・「子供の貧困対策の推進」評価のための指標等について
第14回 計画策定部会	令和元年5月9日	・第二期東京都子供・子育て支援事業支援計画について ◇計画の基本理念について ◇施策の方向性について
第15回 計画策定部会	令和元年6月27日	・取組事項の具体的検討について ◇母子保健施策等について ◇地域の子供・子育て支援について
●第15回 全体会議 第16回 計画策定部会	令和元年8月9日	・取組事項の具体的検討について ◇乳幼児期の教育・保育、就学前教育と小学校教育との連携
第17回 計画策定部会	令和元年10月2日	・取組事項の具体的検討について ◇人材の確保・資質の向上について ◇学力・体力の向上について ◇障害児支援、外国につながる児童への支援について ◇子育てしやすい環境整備について
第18回 計画策定部会	令和元年11月6日	・取組事項の具体的検討について ◇児童虐待、社会的養護について ◇ひとり親家庭支援について ◇子供の貧困対策について
●第16回 全体会議 第19回 計画策定部会	令和元年12月4日	・取組事項の具体的検討について ◇子供・若者支援について ◇設定区域、量の見込み等について ◇これまでの検討のまとめ
	令和2年1月30日 ～2月28日	・「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）案」 パブリックコメントの実施

区市町村における教育・保育の量の見込みと確保方策

区市町村の子ども・子育て支援事業計画（以下「区市町村計画」という。）における量の見込みと確保方策は、以下のとおりです。

都の量の見込みと確保方策は、保育の必要性の認定区分の別により、次のとおりです。

- 1号認定・・・区市町村計画の合計（下記1）
- 2号認定・3号認定・・・区市町村別の数値（下記2）

1 都全域（1号認定に係る設定区域）

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度							
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定					
	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳					
量の見込み (a)	131,479	18,732	29,964	126,684	129,482	18,551	175,883	30,595	128,246	185,506	175,279	30,825	130,616	131,060	131,085	124,985	18,044	176,657	31,303	151,480
特定・教育保育施設 認定できない幼稚園、保育所)	68,317		180,959	24,911	103,307	67,987	188,151	26,029	107,794	67,926	192,573	26,722	110,402	67,890	112,521	94,400	64,208	193,726	26,887	111,527
認定できない幼稚園(未移行園)				95,626						94,976				94,550						
幼稚園(未移行園含む)+ 企業主導型保育施設(長時間・通年)	18,275	2,571		18,493	2,687		289	435	1,279	18,525	2,759		18,631	2,683		18,685	2,683			
企業主導型保育施設(短時間)		290	400	1,206	289	67	359	0	70	289	477	1,378	232	0	70	375	0	20	426	1,296
小規模保育		0	56	314			57,95	4,374	13,078			5,694	4,791	12,546	5,512	4,774	12,314	5,396	4,161	11,853
認可外保育施設		30	2,371	9,196	30	2,325	9,146	30	2,366	9,335	30	2,392	9,453	30	2,400	9,543	30	2,400	9,543	30
地域型保育																				
一時預かり事業(幼稚園型II)																				
一時預かり保育																				
(b) - (e)	32,601	15,661	2,303	889	33,773	21,030	2,635	2,930	36,082	26,066	3,077	3,438	37,557	29,001	3,389	5,031	34,664	25,410	2,641	3,179

※ 「施設を受けない幼稚園(未移行園)」：施設給付の対象としての確認を受けない幼稚園

※ 「認可外保育施設」：区市町村又は東京都が一定の施設基準に基づき運営委員会を行っているものに限り(幼児教育・保育無償化による施設等利用給付のみの対象施設を除く。)

※ 「地域型保育」：小規模保育、家庭型保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

2 区市町村設定区域（2号認定・3号認定に係る設定区域）

【留意事項】

- 本表は、区市町村計画の数値を基に作成していますが、区市町村計画によって集計方法が異なるため、区市町村計画における集計表と一致しないことがあります。
- 各年度の時点は、各年度4月1日です。
- 2号認定の教育二一については、1号認定に計上しています。
- 共働き等家庭のうち保育所・認定こども園でなく幼稚園の利用を希望する者の見込み数は、「教育二一」の欄に計上しています。
- 施設等利用給付の対象者（いわゆる新2号認定・新3号認定）は含んでいません。ただし、当該対象者を2号認定又は3号認定の滞在二一と捉え量を見込んでいる場合は、含めています。
- 広域利用調整による地区市町村分を含みます。

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度												
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定										
	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳	教育二一	保育二一	0歳										
量の見込み (a)	701	0	1,260	281	859	711	0	1,278	290	914	731	0	1,314	301	945	310	977	764	0	1,373	320	1,009			
特定・教育保育施設 認定できない幼稚園	639	1,167	222	654	1,181	243	707	639	1,351	264	766	639	1,432	282	817	639	1,486	294	851	639	1,486	294	851		
幼稚園+預かり保育																									
企業主導型保育施設(短時間)																									
小規模保育																									
認可外保育施設																									
地域型保育																									
一時預かり事業																									
一時預かり保育																									
(b) - (e)	2,093	0	3,004	554	2,225	2,175	0	3,123	556	2,314	2,226	0	3,196	550	2,315	2,354	0	3,380	574	2,495	2,483	0	3,561	605	2,540
特定・教育保育施設 認定できない幼稚園																									
幼稚園+預かり保育																									
企業主導型保育施設(短時間)																									
小規模保育																									
認可外保育施設																									
地域型保育																									
一時預かり事業																									
一時預かり保育																									
(b) - (e)	17	173	-51	-181	40	-102	-26	302	49	402	5	7	61	652	27	170	57	537	6	70					

資料編









種別	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
	新規一入	継続一入	0歳	新規一入	継続一入	0歳	新規一入	継続一入	0歳	新規一入	継続一入	0歳	新規一入	継続一入	0歳
量的見込み(a)	5,305	0	6,556	3,800	5,099	829	3,846	4,904	819	3,832	6,259	813	3,824	4,755	6,279
特定・教育保育施設	6,605	0	0	3,579	6,605	869	3,579	6,605	889	3,619	1,201	6,818	3,619	6,545	5,816
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(b)	2,018	2,501	290	1,477	1,977	364	1,506	1,883	382	1,546	2,955	607	1,824	1,805	2,510
特定・教育保育施設	1,674	726	2,294	1,281	1,686	313	1,292	1,704	316	1,301	726	2,324	1,704	726	2,324
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(c)	1,611	285	1,352	1,219	1,586	299	1,312	1,576	347	1,319	1,563	333	1,293	1,562	341
特定・教育保育施設	1,849	390	1,418	898	1,849	222	947	1,849	222	947	1,849	222	947	1,849	222
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(d)	2,222	468	2,192	1,694	2,116	463	1,747	2,032	461	1,770	1,995	448	1,814	1,786	439
特定・教育保育施設	1,064	1,158	2,226	308	1,311	1,016	314	1,342	1,016	1,346	1,118	2,297	1,122	2,277	310
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(e)	513	108	1,656	273	841	492	1,028	1,381	75	1,381	434	91	1,438	421	83
特定・教育保育施設	400	936	1,995	267	1,078	400	1,078	400	267	1,078	400	906	400	906	267
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(f)	3,051	747	2,942	2,303	2,972	778	2,819	690	2,718	515	2,267	2,081	2,245	2,575	631
特定・教育保育施設	3,108	655	3,385	415	1,864	420	1,897	3,165	3,419	1,881	3,192	3,389	417	1,871	3,364
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(g)	958	0	1,715	268	1,060	940	1,051	922	1,043	904	1,673	262	1,035	866	280
特定・教育保育施設	0	0	1,705	268	924	30	1,024	936	1,043	946	1,683	278	1,035	866	280
施設外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業・長時間預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量的見込み(h)	457	-2	25	-64	475	10	33	43	502	76	565	76	50	43	583
(D)・(E)															



	令和2年度				令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度									
	1号認定	2号認定	3号認定	0歳	1・2歳	1号認定	2号認定	3号認定	0歳	1・2歳	1号認定	2号認定	3号認定	0歳	1・2歳	1号認定	2号認定	3号認定	0歳	1・2歳	1号認定	2号認定	3号認定	0歳	1・2歳	
量的見込み (a)	757	107	867	157	646	754	107	863	156	638	733	104	840	154	639	729	103	835	153	632	714	101	817	151	626	
特定・教育保育施設		429	953	136	599		429	953	136	599		429	953	136	599		429	953	136	599		429	953	136	599	
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育																										
一時保育																										
一時保育から事業・長時間保育																										
(D) - (a)		747	98	5	9		750	102	2	22		774	125	4	11		779	130	5	18		795	145	7	22	
量的見込み (a)	299	49	814	102	433	274	46	772	101	445	257	43	722	99	453	246	42	692	97	445	249	42	701	96	437	
特定・教育保育施設		180	822	116	419		180	822	116	419		180	822	116	419		180	822	116	419		180	822	116	419	
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育																										
一時保育																										
一時保育から事業・長時間保育																										
(D) - (a)		777	175	1,108	205	701	766	1,134	207	701	757	1,159	214	744	733	1,151	215	749	215	749	727	1,151	216	755		
量的見込み (a)		15	1,191	199	639		15	1,191	199	639		15	1,191	199	639		15	1,191	199	639		15	1,191	199	639	
特定・教育保育施設																										
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育																										
一時保育																										
一時保育から事業・長時間保育																										
(D) - (a)		115	92	4	53		124	65	4	63		131	41	20		151	60	15	60		151	60	15	60		
量的見込み (a)	723	134	1,250	196	774	709	132	1,236	191	772	664	123	1,198	187	766	649	121	1,131	183	753	633	118	1,102	179	735	
特定・教育保育施設		392	1,403	168	646		392	1,403	168	646		392	1,396	183	682		392	1,450	183	710		392	1,450	183	710	
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育																										
一時保育																										
一時保育から事業・長時間保育																										
(D) - (a)		671	0	0	0		671	0	0	0		671	0	0		671	0	0	0		671	0	0	0		
量的見込み (a)		723	304	745	113	575	728	1,044	103	493		592	711	103	560		541	684	107	559		613	784	103	561	
特定・教育保育施設		1,850					1,850					1,850					1,850					1,850				
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育																										
一時保育																										
一時保育から事業・長時間保育																										
(D) - (a)		1,850	264	0	0		264	0	0	0		264	0	0		264	0	0	0		264	0	0	0		
量的見込み (a)		1,201	37	38	11		1,196	34	41	19		1,232	61	42	34		1,283	98	43	35		1,311	118	44	33	
特定・教育保育施設		1,305	205	1,198	255	947	1,279	201	1,174	918	1,254	212	1,152	212	890		1,240	193	205	863		1,207	192	1,108	203	
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育																										
一時保育																										
一時保育から事業・長時間保育																										
(D) - (a)		1,573	0	0	0		1,548	0	0	2		1,548	0	0		1,533	0	0	0		1,533	0	0	0		
量的見込み (a)		1,305	205	1,198	255	947	1,279	201	1,174	918	1,254	212	1,152	212	890		1,240	193	205	863		1,207	192	1,108	203	
特定・教育保育施設																										
施設を有しない幼稚園																										
認定外保育施設																										
企業主導型保育施設の地域枠																										
国家戦略特区・小規模保育																										
協議外保育施設																										
地域型保育			</																							



	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
量の見込み (a)	0	13	3	15	16	3	10	16	3	10	16	3
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	30	3	12	30	3	12	0	30	0	30	3
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		17	0	3	14	0	2	0	14	0	14	0
量の見込み (a)	1	56	12	31	21	59	12	31	21	59	11	31
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	110	12	31	2	110	12	31	0	2	110	10
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		54	0	0	52	0	0	51	0	0	49	0
量の見込み (a)	7	138	5	76	71	137	5	76	71	136	4	72
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	156	7	74	0	156	7	74	0	7	156	4
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		48	2	4	0	48	7	3	0	49	0	0
量の見込み (a)	0	11	0	1	0	13	0	1	0	13	0	1
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量の見込み (a)	0	52	0	8	0	56	0	8	0	50	0	8
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	52	0	8	0	52	0	8	0	50	0	8
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量の見込み (a)	0	61	0	3	0	64	0	3	0	43	0	3
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	87	0	3	0	87	0	3	0	87	0	3
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		26	0	0	23	0	0	33	0	44	0	0
量の見込み (a)	0	52	0	14	0	52	0	14	0	48	0	12
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	52	0	14	0	52	0	14	0	48	0	12
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
量の見込み (a)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定・教育保育施設												
施設を空けない幼稚園												
確保幼稚園・預かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠												
国家戦略特区・小規模保育												
認可外保育施設												
地域型保育												
一時預かり事業・長時間預かり保育												
(D)・(e)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定
	0歳	1・2歳	3歳	0歳	1・2歳	3歳	0歳	1・2歳	3歳	0歳	1・2歳	3歳	0歳	1・2歳	3歳
道の見込み (a)	0	0	18	0	0	19	0	0	18	0	0	13	0	0	0
特定・教育保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設を設けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保幼稚園・併かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	18	0	0	19	0	0	18	0	0	13	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保育事業・長時間保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D) - (a)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の見込み (a)	44	134	5	43	39	119	5	49	5	49	5	49	0	117	5
特定・教育保育施設	0	60	180	6	60	180	9	60	60	180	9	60	60	180	9
施設を設けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保幼稚園・併かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保育事業・長時間保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D) - (a)	16	46	1	17	21	61	4	11	28	81	4	11	24	70	4
道の見込み (a)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定・教育保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設を設けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保幼稚園・併かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保育事業・長時間保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D) - (a)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
道の見込み (a)	0	40	0	6	0	40	0	6	0	40	0	6	0	40	0
特定・教育保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設を設けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保幼稚園・併かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の小規模保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時保育事業・長時間保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(D) - (a)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0



# 計画に係る用語集

## あ行

アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報提供や支援を行うこと。又は、相談者の自宅など日常生活の場に出向いて行う訪問支援
一時保護	児童福祉法第33条の規定にもとづき、児童相談所長が必要と認める場合に、子供を一時保護所に入所させること又は児童福祉施設等に一時的に保護を委託すること。虐待等の理由によりその子供を家庭から一時引き離す必要がある場合や、棄児、迷子、家出した子供等、保護者がいないために緊急に保護する必要がある場合などに行われる。
医療的ケア	たんの吸引や経管栄養等の日常生活を営むために必要な医療的な行為

## か行

外国につながる子供	海外から帰国した子供や外国人の子供、両親が国際結婚の子供など。
企業主導型保育	国の企業主導型保育事業による費用の助成を受けて、企業が主として従業員向けに認可外保育施設として設立・運営するもの。自社の従業員だけでなく、他の企業との共同利用や地域に住む方の利用枠も設定できる。
虐待対策 コーディネーター	児童虐待に対応するため、主に子供家庭支援センター内の調整や関係機関との連携を担う人材のこと。具体的には、センター全体のケースの割り振りや助言、進行管理、個別ケース検討会議の要否の決定、個別ケースにおける関係機関との調整等を行う。
キャリアパス	職位や職責に就くために必要な業務経験やその順序、配置異動等のルートなど。
グループホーム (社会的養護)	児童養護施設が地域に住まいを確保し、1グループ6人程度の子供を養育する小規模施設
合計特殊出生率	その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子供を生むと仮定した時の子供の数に相当する。

子育て世代 包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関。母子保健法上の母子健康包括支援センター
子供	本計画においては、児童福祉法における「児童」と同様に、満18歳未満の者を指す。

## さ行

児童発達支援 センター	就学前の障害のある子供を通所させて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う施設。また、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を合わせて行う。
児童福祉司	児童相談所の職員であって、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導等を行う。
児童養護施設 (社会的養護)	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
社会的養護	様々な事情により家庭で暮らすことのできない子供を家庭に代わって、公的に養育する仕組み。養育家庭、ファミリーホーム、グループホーム、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、自立援助ホームなどで養育する。
重症心身障害児(者)	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童(者)
自立援助ホーム (社会的養護)	義務教育終了後に、児童養護施設や児童自立支援施設を退所し、就職する子供等のうち、なお援助の必要な子供を入所させ、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うこと等によって、社会的に自立するよう援助する事業
親族里親	両親の死亡等により養育ができない等の一定の要件を満たす児童を引き取り養育する、児童の扶養義務者及びその配偶者からなる親族家庭

## た行

第三者評価	第三者（評価機関）の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指す制度
多胎児	同じ母親の胎内で同時期に発育して生まれた複数の子供。双子、三つ子等
東京都福祉保健基礎調査	<p>社会福祉や保健・医療施策推進の基本資料とするため、毎年、福祉の各分野のニーズの高いテーマを選定、実施している。（平成17年度までは「東京都社会福祉基礎調査」という名称）「東京の子供と家庭」は昭和57年度から5年毎に行っており、平成29年度調査で8回目</p> <p>平成29年度の調査対象は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①東京都内に居住する、小学生までの子供を養育する4,800世帯</li> <li>②東京都内に居住する、20歳未満の子供を養育するひとり親1,200世帯</li> <li>③上記①②の世帯の子供の父親、母親等</li> </ul>
特別支援教育	障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、知的な遅れのない発達障害も含めて、全ての学校において実施し、様々な人々が活躍できる共生社会の形成の基礎となるものである。

## な行

乳児院（社会的養護）	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入所させて、これを養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設
------------	---

## は行

発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの
------	--

ピアカウンセリング	同じ悩みや問題を持つ人同士で行う相談のこと。
病児・病後児保育	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育を行う保育サービス
ファミリー・サポート・センター事業	子育てのお手伝いをしたい方（提供会員）と、お手伝いを頼みたい方（依頼会員）がそれぞれファミリー・サポート・センターの会員となり、地域で子育ての助け合いを行う事業
ファミリーホーム（社会的養護）	養育者の住居において、5人又は6人の子供を養育する制度。児童福祉法上の小規模住居型児童養育事業
ペアレントメンター	発達障害児（者）の子育て経験のある親であつて、その経験を活かし、発達障害のある子供（発達障害の特性がある場合も含む。）を育てている親などの相談・情報提供を行う者

## や行

ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、都市や生活環境をデザインすること。
養育家庭（社会的養護）	家庭で暮らすことができない子供を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭。児童福祉法上の養育里親。なお、専門養育家庭とは、専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題を有する児童及び障害児を、養子縁組を目的とせず、一定期間養育する家庭のこと。
養子縁組里親（社会的養護）	養子縁組を前提として、児童を養育する家庭
要保護児童	保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
要保護児童対策地域協議会	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦（出産後の養育について出産前において支躍を行うことが特に必要と認められる妊婦）への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会

## ら行

ライフ・ワーク・バランス	「仕事」と、子育てや親の介護、地域活動等の「仕事以外の生活」との調和がとれ、その両方が充実している状態
--------------	---

## 英字

ICT (アイシーティー)	Information and Communication Technologyの略。情報処理及び情報通信に関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称
M字カーブ	15歳以上の女性の有業率を年齢階層別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし20歳代後半、40歳代後半が山になるM字の曲線